

特別養護老人ホームの基盤整備について、多床室を容認する議論があります。  
21・老福連ではこの問題に関する見解について、次のとおり発表します。

## 低所得者でも入居できる居室整備を国の責任で

2010年 11月

21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会（略称 21・老福連）

〒603-8173 京都市北区小山下初音町24 カマラーダーム

TEL 075-494-1115 FAX 075-494-1135

### 居室形態および面積はナショナルミニマム

社会福祉施設における居室の形態や面積基準は、憲法25条に基づく、「健康で文化的な最低限度の生活を営む」上で必要とされる基準です。こうした社会福祉施設の「最低基準」は国民の基本的な権利を具体的に表す基準であり、長い歴史の中で国民がかち取ってきたものです。また、国は、こうした国民の生存権を保障する義務があります。

高齢者の生活施設である特別養護老人ホームの住居として、プライバシーが守られる個室を原則とすることは、人間としての尊厳を守る上で必要な基準であり、面積においてもさらに豊かに広げる必要があります。

### 特別養護老人ホームは生活を保障する施設です

老人福祉法における特別養護老人ホームは、精神上、肉体上著しい障害があるために日常生活を営む上で常に介助を要する高齢者に対し、入所という形で生活を保障する社会福祉施設です。生活を保障するためには、住居や食事を提供し、介護を含む家事、見守り、その他市民的自由を保障する生活援助が必要不可欠です。

介護保険制度は2005年の改定で、社会福祉施設における「介護」のみを給付対象とし、居住や食事にかかる費用を保険制度から切り離しました。ホテルコストを利用者に求めると同時に、平成15年3月31日付、厚労省社会・援護局保護課長通知「生活保護制度における小規模生活単位型特別養護老人ホーム等の取り扱いについて」により、生活保護受給者の受け入れに強い制限をもたせました。その結果、社会福祉施設でありながら経済的理由によって入居ができないという大きな矛盾と深刻な事態を生みだしたことが最大の問題です。

### 特別養護老人ホームに入居する国民の権利を国は保障すべきです

特別養護老人ホームの待機者が42万人と言われ、特別養護老人ホームの緊急整備が求められています。一方、経済的理由によって特別養護老人ホームの待機者にもなれない高齢者が多く存在すること。また、基盤整備に努力する社会福祉法人への建設補助が大きく後退することにより多額の自己資金又は借入金を必要とするため施設建設が困難な環境にあること。そして、入所待機者を一人でも減らし、多額の住居費を必要とせずに利用できる施設建設を模索する中で、特別養護老人ホームの建設に際し、多床室を認めるなどの議論が生まれたものと思います。つまり、食住費の原則本人負担を求めて2006年の介護保険制度改定の矛盾と福祉現場の狭間で生まれたものなのです。

プライバシーを尊重する個室は、憲法にも保障される基本的人権の一つです。国は、基盤整備のための補助金を増やし、特養待機者の解消に努めると共に、経済的理由で特別養護老人ホームに入居できない高齢者をなくすために、適切な処置を講じるべきです。